

# 二十歳の抱負

## 「Challenge」

今年度の実行委員長を務めさせていただきます、長谷部です。

私の20年間を振り返ってみると、勉強より部活動が中心の生活でした。部活動をやることで得たものが多かったと思います。仲間の大切さ、先輩やコーチ、後輩への気遣いの仕方、一日一日の積み重ねや努力をすることがどれだけ大切かなど、社会に出てからも役立つ基本的なルールやマナーをたくさん学べたのではないかと感じます。

また、昨年は私が現在通っている大学の「スポーツキャラバン東北復興支援」というイベントに参加し、岩手、宮城、福島に行って被災者の方々の前で実演会をしたり、子供たちとスポーツ交流会をしたりしました。実際にこのプロジェクトに参加して、私たち自身楽しみながら演技、また交流をすることができましたし、人の心を動かすには、まずは自分からアクションを起こすことが最も重要なのだということを学ぶことができました。

このように、スポーツを通して、私はいろいろなことを学んできました。この経験を生かして20歳を迎えたこれからもいろいろなことに自らチャレンジし、何事にも目標を立て、そして一日一日を大切に楽しみながら、自分の将来の夢をかなえられるように努力していきたいと考えています。



実行委員長  
長谷部 大貴さん  
(太田中出身)

## 「明日へ」

今年度の新成人を祝う会副実行委員長を務めさせていただきます光栄に思います。

私自身のこの20年間は、いろいろな変化が起きました。その中でも環境的变化が最も大きかったのは大学に入学してからです。中学生のころお世話になった塾の先生に誘われ、市内の塾でアルバイトを始めました。そこで私は、自分でお金を稼ぐことの大変さや、教えることの難しさや苦勞を知ることができました。

その結果、小学6年生のころから思っていた「学校の先生になりたい」という夢が目標に変わりました。夢は追うものですが、目標とは達成するものだとは私は思っています。今はその目標のために、大学で教職課程をとり毎日勉強し、私生活では塾の講師をして、どう教えるのが一番分かりやすいかを日々考えています。

「目標を達成する」ということは、何も努力もしないままできるようになるものではありません。きっとこの先、挫折や後悔を経験することがあるでしょう。そのときこそ、あきらめずに今できることを少しでもやり遂げ、毎日目標に向かい一歩ずつ着実に前へ進んでいくことが大切です。そして「今日の頑張りは必ず明日への糧となる」と私は信じています。昨日より今日、今日より明日、毎日成長し目標達成に近づいていきたいです。



副実行委員長  
田中 智弘さん  
(南河原中出身)

▶問い合わせ ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎556-8319

## 入学準備金貸付制度

本市では、高校・大学などへ入学を希望する方の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、入学準備金の貸し付けを行っています。

▼申請期間 2月1日(金)～20日(水)

▼対象 市内に6カ月以上居住し、市税を完納している方※連帯保証人が必要

▼貸付金額

①大学、短大および専門課程を置く専修学校の場合 30万円

②高校、高専および高等課程を置く専修学校の場合 20万円

▼申請時に添付する書類

在学または出身学校校長が高校・大学などの長に提出する調査書の写し、家庭調書、住民票の写し(世帯全員)、承諾書

▼貸し付け決定後に提出する書類 借書(連帯保証人が必要)、入学許可書または合格通知書

▼返還方法

3カ月を据え置き、大学については50カ月以内、高校については35カ月以内で毎月の分割払い。

▼申し込み・問い合わせ 教育総務課庶務担当 ☎556-8311



# 小・中学校の指定学校変更について

本市では小・中学校の通学区域について規則で定めていますが、保護者の申し立てにより、指定した就学校を変更することができる場合があります。

## ▶指定学校変更事例

変更事例	該当学年	変更期限	添付書類
最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	小学6年生 中校3年生	卒業まで	—
学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	全学年	学期末まで	—
家屋登記、住宅ローンなどの融資手続きのため、住民票のみ異動した場合 自宅の新築またはマンション・アパートの入居による転入、転居予定があり通学に支障がない場合	全学年	入居予定日まで	下記のいずれか 建築確認書 工事請負契約書 売買契約書 賃貸契約書
保護者が共働きなどにより留守になる家庭で、祖父母などの家から就学する場合、その通学区	小学校全学年	事由の存する期間	勤務証明書または営業証明書
身体的理由で、通学途中の安全確保のため、指定学区外の学校に就学する場合	全学年	事由の存する期間	医師の証明書 (身体的理由)
精神的理由から、登校拒否が客観的に予想される場合			学校長の意見書 (精神的理由)
家庭の事情により住所異動ができない方で市内に居住していることが証明された場合	全学年	住民登録が行われるまで	賃貸契約書または居住証明書 (民生児童委員など)
特別支援学級に入級する方で就学指定校に特別支援学級がない場合	全学年	就学指定校に特別支援学級が設置されるまでの期間	—
教育委員会が就学指定校の変更を認めている地域	全学年	卒業するまで	—

※ 上記以外で変更したい場合は直接ご相談ください。

▶**手続き** 平成25年度に入学する方については、2月20日(水)までに指定学校変更申立書を教育総務課へ提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します(そのほかの方については、随時受け付けます)。

▶**相談・申請・問い合わせ** 同課庶務担当 ☎556—8311

平成25年度行田市さわやか相談員・ボランティア相談員を募集します

▼**応募資格** 平成25年4月1日現在、満22歳以上で学校教育に理解があり、子どもとの触れ合いや悩みの相談に、親身になって応じる意欲のある方

▼**勤務時間** (予定)

【さわやか相談員】1日6時間、年間220日以内

【ボランティア相談員】1日6時間、年間120日以内

▼**活動内容** スクールカウンセラーや学校職員と連携した、生徒への相談・援助活動。いじめや不登校をはじめとする諸問題の解決に向けた、学校・家庭・地域との連携を深める活動の支援。

▼**募集人数** 若干名(市内中学校担当)

▼**謝金** 行田市ボランティア相談員募集要綱による

▼**選考方法** 書類審査および面接

▼**面接日** 2月上旬～中旬

▼**申し込み** 1月15日(火)～25日(金)に、応募書類に必要事項を記入の上、本人が

学校教育課へ持参してください。※応募書類は1月7日(月)から同課で配布

▼**問い合わせ** 同課指導担当 ☎556—8316